

市民の信頼回復へ努力を重ねる

問い合わせ 総務課人事係 (☎8220)

1月
臨時市議会

官製談合再発防止
調査特別委員会設置

市では、公共工事に関わる官製談合事件で市職員が逮捕されたことを受け、職員の研修や入札制度の改正を行うなど、再発防止と市民の信頼回復に努めています。

職員研修については、綱紀粛正の徹底や意識改革を行うため、昨年12月から今年1月にかけて外部の専門講師を招き、コンプライアンス(法令順守)研修や公務員倫理講座を全職員に対して実施しました。また、公共工事に関わる機会が多い職員を対象とした建設関係技術者研修や、業者による不当要求行為への適切な対応方法を学ぶ研修も行いました。

前に設計価格を調べる業者に、市職員が設計価格を漏らしていたとして官製談合防止法違反容疑で逮捕、起訴されたものです。これにより、競争入札の透明性や公平性が疑われる事態となりました。そこで、再発防止策の一つとして入札制度の改正を実施。設計価格を事前に調べる業者の動きを阻止するため、1月6日から契約管財課と上水道課が行う競争入札では、建設工事等の設計価格を事前に公表することとしました。また、2月1日からは、落札金額の下限にあたる最低制限価格の変動範囲を広げたため、失った市民の信頼を回復するまでには長い道のりがかかっていますが、職員一人ひとりが強い信念をもち、努力を重ねていきたいと思

います。

同日行われた初合会では、大熊公平議員を委員長、西森頼夫議員を副委員長に選出。8人で構成する少委員会を作り、調査を託すこととなりました。付託委員会は、市の入札制度や契約事務、職員のコンプライアンスの現状などを調査、審議します。



昨年12月9日、総合福祉センターで行われたコンプライアンス研修。「市民の信頼回復には10年はかかる」という講師の言葉に気を引き締める市職員



建設関係技術者職員を対象に1月24日、市保健センターで行われた研修。これからの建設技術者のあり方を学んだ

このたびの事件は、入札

同日行われた初合会では、大熊公平議員を委員長、西森頼夫議員を副委員長に選出。8人で構成する少委員会を作り、調査を託すこととなりました。付託委員会は、市の入札制度や契約事務、職員のコンプライアンスの現状などを調査、審議します。

使用不可

本券1枚につき
井原線全線内(総社駅～神辺駅)有効(※1枚限)有効
井原線全線内(総社駅～神辺駅)有効(※1枚限)有効
井原線全線内(総社駅～神辺駅)有効(※1枚限)有効

井原線利用促進キャンペーン

IBARA RAILWAY みんなで乗ろう! みんなで守ろう! マイレール井原線



「鉄道井原線」は、平成26年1月11日で開業15周年を迎えることができました。

開業以来、毎年約100万人のお客様をお運びし、岡山県西南地域と広島県備後地域を結ぶ鉄道として、地域の生活や交流を支える重要な社会基盤としての役割を果たしてきました。

重要な地域資源である「鉄道井原線」を、みんなで積極的に利用し、みんなで守り、将来につなげていきましょう!!

井原線振興対策協議会では、井原線開業15周年を記念して井原線の魅力・利便性を再認識してもらおうと、「利用促進キャンペーン」を実施します。左上の優待券を切り取って利用すると、1人1回の乗車(片道)に限り運賃が無料となります。ぜひこの機会に井原線に乗ってみてください。

期間 3月1日(土)から31日(月)まで
利用区間 井原線全線内(総社駅～神辺駅間。JR伯備線は適用外)
※複写、印刷したものは無効となります
問い合わせ 人権・まちづくり課安全安心係 (☎92-8249)

携帯しよう 救急安心カード

外出先で、事故や急病など救急車を要請したとき、救急隊員の質問に答えられない状態でも「携帯用救急安心カード」を持っていれば、適切に救急処置をしたり、円滑に医療機関へ搬送することができます。必要事項を記入したカードを外出時には携帯するよう心掛けてください。

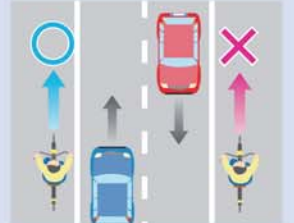
市役所玄関、各支所・出張所、消防署、消防署の各出張所に用意しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。表面(写真上)には氏名や生年月日を、裏面(写真下)にはかかりつけ病院や体のこと、緊急連絡先を記入します

救急は119番	
携帯しよう! 救急安心カード	
総社市消防本部	
氏名	(姓) (名)
生年月日	大 中 小 月 日
住所	〒 市 町 丁目 番 号
電話	区別 番 号

緊急連絡先	
氏名	(姓) (名)
住所	〒 市 町 丁目 番 号
電話	区別 番 号

問い合わせ
消防本部警防課警防係 (☎92-8344)
消防署救急係 (☎92-8346)
消防・救急なんでも相談電話 (☎93-1119)

市役所通りに 自転車専用通行帯



市役所から総社駅までの市役所通りに自転車専用通行帯が設けられます。自転車専用通行帯を走るときは自転車専用通行帯を通行してください。オートバイや自動車などは自転車専用通行帯を通ると違反になります。また、自転車は逆方向に走ることはできません。



問い合わせ
総社警察署交通課 (☎94-0110)